

## 第四章 税関手続及び貿易円滑化

### 第四・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、各締約国の法律に基づいて関税法令の運用及び執行について責任を有する当局をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であつて、その運用及び執行について特に税関当局が責任を有するもの並びに税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。
- (c) 「税関手続」とは、締約国の税関当局が自国の関税法令の対象となる物品及び輸送手段に対して適用する措置をいう。
- (d) 「急送貨物」とは、物品の迅速な国境を越える移動のための貨物サービスを運営し、かつ、これらの物品について税関当局に対する責任を引き受ける企業により又は当該企業を通じて輸入される全ての物品をいう。

(e) 「輸送手段」とは、締約国の関税領域に出入りする各種の船舶、車両及び航空機であつて、自然人又は物品を輸送するものをいう。

#### 第四・二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 各締約国の関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保すること。
- (b) 各締約国の税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進すること。
- (c) 各締約国の税関手続を簡素化し、及び関連する国際的な基準に可能な限り調和させること。
- (d) 締約国の税関当局の間の協力を促進すること。
- (e) 世界的及び地域的なサプライチェーンのための環境を強化すること等を通じて、締約国間の貿易を円滑にすること。

#### 第四・三条 適用範囲

この章の規定は、締約国間で取引される物品及び各締約国の関税領域に出入りする輸送手段に適用される税関手続について適用する。

#### 第四・四条 一貫性

1 各締約国は、自国の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを確保する。第一文の規定は、締約国の関税法令が裁量を認める場合において当該締約国の税関当局が当該裁量を行使用することを妨げるものではない。ただし、当該裁量が当該締約国の関税領域全体において一貫して、かつ、当該締約国の関税法令に従って行使されることを条件とする。

2 各締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、自国の関税領域全体において自国の関税法令の一貫した実施及び適用を確保するための行政上の措置を採用し、又は維持するよう努める（自国の地方税関官署の間において自国の関税法令の一貫した適用を確保する行政上の制度を構築することによることが望ましい。）。

3 各締約国は、2に規定する行政上の制度の運用を改善するために当該行政上の制度に関する自国の慣行及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

4 締約国が1及び2に規定する義務を遵守しない場合には、他の締約国は、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に基づく協議の手續に従ってその問題について当該締約国と協議することができる。

#### 第四・五条 透明性

1 各締約国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、差別的でない態様で、かつ、容易に入手可能な方法により、可能な限りインターネットにおいて、次に掲げる情報を速やかに公表する。

- (a) 輸入、輸出及び通過のための手続（港湾手続、空港手続その他の入国地点における手続を含む。）並びに所要の書式及び書類
- (b) 輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課される全ての種類の税の実行税率
- (c) 輸入、輸出若しくは通過について又はこれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課される手数料及び課徴金
- (d) 産品の関税上の分類又は評価に関する規則
- (e) 原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定
- (f) 輸入、輸出又は通過の制限又は禁止
- (g) 輸入、輸出又は通過の手続の違反に対する罰則

- (h) 異議の申立て又は審査の請求のための手続
- (i) 自国が締結している一若しくは二以上の国との間の協定又はその一部であつて、輸入、輸出又は通過に関するもの

(j) 関税割当ての運用に関する手続

- 2 各締約国は、特に、次に掲げる情報をインターネットを通じて利用可能なものとし、可能な限り、かつ、適当な場合には、これらの情報を更新する。

- (a) 輸入、輸出及び通過のための手続（異議の申立て又は審査の請求のための手続を含む。）の概要（注）であつて、輸入、輸出及び通過のために必要な実地的な手順を政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者に周知するもの

注 各締約国は、この概要についての法律上の制約を自国のウェブサイトにおいて明記する裁量を有する。

- (b) 自国の領域への輸入、自国の領域からの輸出又は自国の領域の通過のための所要の書式及び書類
  - (c) 次条（照会所）に規定する照会所の連絡先及び税関に係る事項についての照会の方法に関する情報
- 3 各締約国は、新たな関税法令を策定し、又は既存の関税法令を改正する場合には、可能な限り、その新

たな又は改正される関税法令の案を公表し、又は容易に利用可能なものとし、及び利害関係を有する者に対し、当該関税法令の案について意見を提出するための適当な機会を与える。ただし、事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

4 各締約国は、一般に適用される新たな又は改正された法令であつて物品（通過物品を含む。）の移動、引取りの許可及び通関に関するものについて、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるよう、実行可能な限り、並びに自国の法令及び法制に適合する方法により、当該法令が効力を生ずる日の前に、可能な限り速やかに公表され、又は当該法令に関する情報が公に利用可能なものとされることを確保する。

5 この条のいかなる規定も、締約国が自国の言語以外の言語により情報を公表し、又は提供することを要求するものと解してはならない。

#### 第四・六条 照会所

各締約国は、利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、並びに輸入、輸出及び通過のための所要の書式及び書類の取得を容易にするため、一又は二以上の照会所を指定する。

#### 第四・七条 税関手続

- 1 各締約国は、自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保する。
- 2 各締約国は、可能な場合には、かつ、自国の関税法令が許容する範囲内で、自国の税関手続が世界税関機構の基準及び勧告された慣行に適合することを確保する。
- 3 各締約国の税関当局は、貿易を円滑にするために自国の税関手続を簡素化することを目的として当該自国の税関手続を見直す。

#### 第四・八条 船積み前検査

- 1 各締約国は、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。
- 2 1の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する締約国の権利を害することなく、各締約国は、当該他の種類の船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入せず、又は適用しないよう奨励される。
- 3 2に規定する船積み前検査とは、船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、衛生植

物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

#### 第四・九条 到着の前の処理

1 各締約国は、物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に処理を開始するため、物品の輸入のために必要とされる書類その他の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、適当な場合には、物品の到着の前に書類の処理を行うため、1に規定する書類その他の情報の電子的様式による事前の提出について定める。

#### 第四・十条 事前教示

1 各締約国は、他の締約国からの物品の自国の領域への輸入の前に、輸入者、輸出者若しくは正当な事由を有する者又はこれらの者の代理人であつて、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに対して、次に掲げる事項に関する書面による事前の教示を行う。

##### (a) 関税分類

(b) 当該物品が前章（原産地規則）の規定に基づく原産品であるかどうか。



(c) 関税評価協定の規定に従って特定の事実関係に基づいて課税価額を決定する上で使用する適当な方法又は基準及びこれらの適用

(d) 締約国が合意する他の事項

2 締約国は、申請者が自国において法的代理人又は登録を有することを要求することができる。その要求は、中小企業に特有のニーズに対して特別の考慮を払い、可能な限り、事前の教示を申請する資格を有する者の範囲を制限するものであってはならない。当該要求は、明確な、かつ、透明性があるものとし、恣意的又は不当な差別の手段となつてはならない。(注1、注2)

注1 締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、物品に関する委員会を通じて、貿易の円滑化に対する寄与の観点から、この2の要求を見直すことができる。

注2 各締約国は、自国の登録手続が透明性があるものであり、申請が適時に処理され、並びに当該申請について行った決定及びその理由が申請者に対して書面により速やかに通知されることを確保する。

3 各締約国は、事前の教示を行う手続であつて次の要件を満たすものを採用し、又は維持する。

(a) 事前の教示を申請するために必要な情報を特定すること。

(b) 各締約国が、事前の教示の申請に関する審査の過程のいかなる時点においても、当該申請を審査するために必要な追加の情報（物品の見本を含むことができる。）の提供を申請者に要請することができることを定めること。

(c) 事前の教示が、申請者によって提示された事実及び状況並びに意思決定を行う者が保有する他の関連する情報を根拠とすることを確保すること。

(d) 事前の教示が、関連する事実及びその決定の根拠を含むことを確保すること。

4 各締約国は、自国の公用語又は自国が決定する言語により事前の教示を行う。事前の教示については、全ての必要な情報が受領された後、合理的な、かつ、特定された方法により、定められた期限までに申請者に対して行うものとし、可能な限り、九十日以内に行う。各締約国は、事前の教示の申請よりも前に、当該事前の教示を行う期限を特定し、及び公表する。税関当局は、申請を受領した後特定された期限よりも遅く当該事前の教示を行うことについて合理的な理由を有する場合には、当該特定された期限が終了する前に、申請者に対して事前の教示の遅延の理由を通知する。

5 締約国は、事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合に

は、当該事前の教示を行うことを拒否することができる。事前の教示を行うことを拒否する締約国は、関連する事実、状況及び自国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

6 締約国は、3(b)の規定に基づいて申請者に対して書面により要請した追加の情報が、その要請の時に決定した合理的な、かつ、特定された期限内に提供されなかった場合において、当該追加の情報を申請者に対して書面により要請しているときは、事前の教示の要請を拒否することができる。

7 各締約国は、事前の教示に関し、当該事前の教示の根拠となる法令及び行政規則並びに事実及び状況に変更が生じていないことを条件として、当該事前の教示が行われた日又は当該事前の教示において特定する他の日から有効なものとすることを定める。8の規定に従うことを条件として、事前の教示は、少なくとも三年間有効なものとする。

8 締約国は、次のいずれかの場合において、事前の教示を取り消し、修正し、又は無効とするときは、関連する事実及びその決定の根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

(a) 自国の法令又は行政規則に変更がある場合

- (b) 不正確な情報が提供され、又は関連する情報が提供されなかった場合
  - (c) 当該事前の教示が根拠とした重要な事実又は状況に変更がある場合
  - (d) 当該事前の教示が誤っていた場合
- 9 締約国が事前の教示を遡及して取り消し、修正し、又は無効とすることができるのは、当該事前の教示が不完全な、不正確な、虚偽の又は誤認させる情報を根拠としていた場合に限る。
- 10 締約国が行う事前の教示は、当該事前の教示を要請した申請者について当該締約国を拘束する。
- 11 各締約国は、少なくとも次の事項を公表する。
- (a) 事前の教示の申請のための要件（提供すべき情報及び様式を含む。）
  - (b) 事前の教示を行う期限
  - (c) 事前の教示の有効期間
- 12 各締約国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報であつて、他の利害関係者にとって重要な利益があると認めるものを公に利用可能なものとすることができる。

#### 第四・十一条 物品の引取りの許可

1 各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。この1の規定は、締約国に対し、自国が課する引取りの許可のための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。

2 各締約国は、1の規定に従い、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間を超えない期間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、通関に必要な全ての情報が提出された時から四十八時間以内）に物品の通関を許可する手続を採用し、又は維持する。

3 物品が更なる検査のために選定される場合には、当該検査については、合理的かつ必要なものに限定し、並びに不当に遅滞することなく行い、及び完了する。

4 各締約国は、物品が到着する前に、到着する時に又は到着した後可能な限り速やかに関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われない場合において、その他の全ての規制上の要件が満たされているときは、当該決定の前に物品の引取りを許可する手続を採用し、又は維持する。締約国は、当該引取りの許可の条件として、自国の法令に従って保証（その対象となる物品について最終的に納付されるべき関税、租税、手数料及び課徴金の納付を確保するために当該締約国が必要とする額を超えないものと

する。)を要求することができる。

5 この条のいかなる規定も、締約国が自国の法令に適合する方法により物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、又は取り扱う権利に影響を及ぼすものではない。

6 各締約国は、全ての規制上の要件が満たされていることを条件として、腐敗しやすい物品の回避可能な損失又は品質の低下を防止するため、腐敗しやすい物品の税関管理からの引取りの許可に関して次の事項を定める。

(a) 通常の状態においては、可能な限り短い時間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後六時間未満）における引取りの許可

(b) 例外的な状況において適当と認める場合には、税関当局の執務時間外における引取りの許可

7 各締約国は、必要とされる検査の日程を決定する場合には、腐敗しやすい物品を適切に優先する。

8 各締約国は、腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、当該腐敗しやすい物品を適切に保管するための手配を行うものとし、又は輸入者が当該手配を行うことを認める。各締約国は、当該輸入者が手配する保管施設について、自国の関係当局が承認し、又は指定したものであることを要求することができる。

る。当該保管施設への当該腐敗しやすい物品の移動（当該腐敗しやすい物品を移動する事業者に与えられる許可を含む。）については、必要な場合には、関係当局の承認を条件とすることができる。各締約国は、実行可能であり、かつ、国内法令に適合する場合において、当該輸入者の要請があったときは、引取りの許可のために必要な手続が当該保管施設において行われることを定める。

#### 第四・十二条 情報技術の利用

1 各締約国は、可能な限り、物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。

2 各締約国は、可能な限り、物品の引取りの許可のための税関手続を迅速にする情報技術（物品の積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法による特定のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）を利用する。

3 各締約国は、自国の貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努める。

4 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により

提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

5 各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たっては、国際機関の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮するよう奨励される。

6 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、他の締約国と協力し、及び国際的な場において協力する。

#### 第四・十三条 認定事業者のための貿易円滑化措置

1 各締約国は、3の規定に従い、特定の基準を満たす事業者（以下この章において「認定事業者」という。）に対して、輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置を提供する。締約国は、これに代えて、全ての事業者に一般に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。

2 認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、締約国の法令又は手続に定める要件の遵守に関連し、又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。

(a) 当該基準は、公表されるものとし、次のものを含むことができる。



- (i) 関税法令その他の関連する法令の遵守に関する適当な記録
  - (ii) 必要な内部の統制を可能にするために記録を管理する制度
  - (iii) 財務上の支払能力（適当な場合には、十分な担保又は保証の提供を含む。）
  - (iv) サプライチェーン・セキュリティ
- (b) 当該基準は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。
- (i) 同様の条件の下にある事業者の間において、恣意的又は不当な差別をもたらすように設計せず、又は適用しないこと。
  - (ii) 可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。
- 3 1の規定に従って提供される貿易円滑化措置には、次に掲げる措置のうち少なくとも二つを含めるものとする。（注）
- 注 (a)から(g)までに掲げる措置は、全ての事業者に一般に利用可能なものである場合には、認定事業者に提供されているものと同様に認められる。
- (a) 適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

- (b) 適当な場合には、物理的な検査の割合の低減
  - (c) 適当な場合には、引取りの許可までに要する時間の短縮
  - (d) 関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長
  - (e) 包括的な保証の利用又は保証の軽減
  - (f) 一定の期間内の全ての輸入又は輸出についての一括した税関申告
  - (g) 認定事業者の施設又は税関当局が許可した他の場所における物品の通関
- 4 各締約国は、国際的な基準が存在する場合には、当該基準に基づいて認定事業者に係る制度を構築するよう奨励される。ただし、当該基準が、追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、又は効果的でない場合は、この限りでない。
- 5 各締約国は、事業者に提供される貿易円滑化措置を強化するため、他の締約国に対し、認定事業者に係る制度の相互承認について交渉する可能性を認める。
- 6 締約国は、それぞれの認定事業者に係る制度を構築するに当たり、適当な場合には、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局及び物品に関する委員会を利用しつつ、次のことを

通じて協力するよう奨励される。

(a) 認定事業者に係る制度に関する情報及び新たな制度を導入するための取組に関する情報を交換すること。

(b) 事業者の意見及び経験に関する展望並びに事業者に対する広報に関する最良の慣行を共有すること。

(c) 認定事業者に係る制度の相互承認への取組方法に関する情報を共有すること。

(d) 貿易を促進するために認定事業者に係る制度の便益を増大させる方法（特に、税関に関する問題の解決のために認定事業者の調整者として税関職員を任命すること。）を検討すること。

#### 第四・十四条 危険度に応じた管理手法

1 各締約国は、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

3 各締約国は、危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、並びに危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。各締約国は、また、自国の危険度に応じた管理手法の

一部として、税関管理及び国境管理のために貨物を無作為に選定することができる。

4 各締約国は、危険度に応じた管理手法について、適当な選定の基準による危険性の評価を根拠とするものとする。当該選定の基準には、特に、統一システム番号、物品の性質及び品名、原産国、仕出国、物品の価額、貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送手段の種類を含めることができる。

#### 第四・十五条 急送貨物

1 各締約国は、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、適切な税関管理及び選定を維持しつつ、次のことによつて、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、又は維持する。

(注)

注 この1の規定は、締約国がこの条に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、当該締約国に対し、別の迅速な引取りの許可の手続を導入することを要求するものではない。

(a) 急送貨物に関連する情報を到着の前に処理することについて定めること。

(b) 可能な限り、急送貨物に含まれる全ての物品を対象として、情報を一括して電子的手段により提出することを認めること。

(c) 急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること。

(d) 通常の状態において、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後、可能な限り速やかに（可能な場合には、六時間以内に）急送貨物の引取りの許可を行うことについて定めること。

(e) (a)から(d)までに規定する待遇をあらゆる重量又は価額の貨物について適用するよう努めること。ただし、締約国は、追加の輸入手続（申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに税の納付を含む。）を要求することができることが認められ、及び当該待遇が書類等の低価額の物品に限定されないことを条件として、物品の種類に基づいて当該待遇を限定することができることが認められる。

(f) 特定の定められた物品を除くほか、可能な限り、関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。この(f)の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定に適合して輸入について課される付加価値税、物品税等の内国税については、適用しない。

2 1のいかなる規定も、危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して行うことを含め、物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する締約国の権

利に影響を及ぼすものではない。さらに、1のいかなる規定も、締約国が引取りの許可の条件として、追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。

#### 第四・十六条 通関後の監査

1 各締約国は、物品の引取りの許可を迅速に行うため、自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定する。当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性がある態様で、通関後の監査を実施する。当該各締約国は、当該者が監査の過程に関与し、及び当該監査の最終的な結果が得られた場合には、その記録が当該監査の対象となった者に対して次の事項を遅滞なく通知する。

(a) 当該結果

(b) 当該結果の理由

(c) 当該者の権利及び義務

3 締約国は、通関後の監査において得られた情報について、更なる行政上又は司法上の手続において使用

することができるとを認める。

4 各締約国は、実行可能な場合には、危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、通関後の監査の結果を利用する。

#### 第四・十七条 引取りの許可の所要時間調査

1 各締約国は、次のことのため、世界税関機構が公表する物品の引取りの許可までに要する時間の測定のための指針等の手段を利用しつつ、定期的に、かつ、一貫性がある態様で、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を測定し、及びその結果を公表するよう奨励される。

(a) 自国の貿易円滑化措置を評価すること。

(b) 物品の引取りの許可までに要する時間について更なる改善の機会を検討すること。

2 各締約国は、1の引取りの許可の所要時間調査に関する自国の経験（使用された方法及び特定された障害を含む。）を他の締約国と共有するよう奨励される。

#### 第四・十八条 審査の請求及び異議の申立て

1 各締約国は、税関当局が行政上の決定（注1）を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、

次の事項を行う権利を有することを定める。(注2)

注1 この条の規定の適用上、「行政上の決定」とは、個別の事例における特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有する決定をいう。この条に規定する行政上の決定には、千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置並びに締約国の法令及び法制に定めるところにより行政上の措置がとられず又は行政上の決定が行われないことが含まれることが了解される。この不作為に対処するため、締約国は、(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やかに行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

注2 ブルネイ・ダルサラーム国は、決定の公平な審査を行うための独立した機関を設立し、又は維持することにより、この1の規定を遵守することができる。

- (a) 当該行政上の決定を行った職員若しくは官署より上級の行政当局若しくはそれらから独立した行政当局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当局による審査の請求
- (b) 当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求
- 2 締約国は、行政上の異議の申立て又は審査の請求が司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に開始されることを自国の法令により義務付けることができる。



3 各締約国は、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が差別的でない態様で実施されることを確保する。

4 各締約国は、申立人が、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求に関する決定が次のいずれかに該当する場合において、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの当局による更なる審査を請求し、又は司法当局にその他の方法で訴える権利を有することを確保する。

(注)

注 この4のいかなる規定も、締約国が、異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことを自国の法令に従い申立人にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。

(a) 自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合

(b) 不当に遅延することなく行われない場合

5 各締約国は、1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用することができるよう、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。

6 各締約国は、1に規定する者が、1に規定する行政上の決定又は不作為に関する審査を求めていること

のみを理由として、不利に扱われないことを確保する。

7 各締約国は、税関当局以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよう奨励される。

8 行政上又は司法上の審査の請求又は異議の申立ての決定及び当該決定の理由については、書面により通知する。

#### 第四・十九条 税関協力

1 各締約国の税関当局は、適当と認める場合には、次の事項について他の締約国の税関当局を支援することができるとができる。

- (a) この章の規定の実施及び運用
- (b) 税関の最良の慣行及び危険度に応じた管理手法に関する技法の構築及び実施
- (c) 税関手続の簡素化及び調和
- (d) 専門的技能の向上及び技術の利用の推進
- (e) 関税評価協定の適用

(f) 税関に関する他の問題であつて、締約国が相互に決定するもの

2 各締約国は、可能な限り、重要な行政上の変更、法令の修正又はこれらに類似する輸入若しくは輸出を規律する自国の法令に関する措置であつて、この章の規定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるものについて、他の締約国に対して適時に通報する。その通報については、英語又は当該各締約国の言語により行うことができるものとし、次条（協議及び連絡部局）の規定に従つて指定される連絡部局に対して行う。

3 締約国の税関当局は、適当と認める場合には、税関行政の向上に関する情報及び経験を他の締約国と共有することができる。

4 各締約国は、国境を越える貿易の円滑化のために国境通過点における手続を調整するため、可能な限り、かつ、実行可能な限り、国境を共有する他の締約国と相互に合意する条件に基づいて協力する。

#### 第四・二十条 協議及び連絡部局

1 締約国は、この章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、当該問題に関連する詳細を提供して、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議については、関係

する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じて行い、及び要請を受領した日の後三十日以内に開始する。

2 1に規定する協議によりその問題を解決することができない場合には、要請を行った締約国は、当該問題を物品に関する委員会に付託することができる。

3 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施のための一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに連絡先の詳細及び他の関連する情報がある場合には当該関連する情報を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

#### 第四・二十一条 実施措置

締約国は、この章の規定に基づく約束のうち一部のものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を認識し、附属書四A（約束の実施のための期間）に特定する一定の期間（特定された約束の完全な実施がその期間内に開始される。）を与えられる。